

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	産業政策課	整理番号	1-2-1
許認可等の種類	商工会の設立の認可				
根拠法令条例等・条項	商工会法第23条第1項				
許認可等の概要	2以上の市町村の区域をその地区とする商工会を設立する場合、発起人は、創立総会の終了後、定款、事業計画及び収支予算書並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を付して、知事に申請をしなければならない。				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>○商工会法第23条第2項</p> <p>2 知事は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>一 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>二 第13条本文に規定する者の2分の1以上が会員となるものであること。</p> <p>三 その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。</p> <p>四 その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>五 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p> <p>※上記の権限は、1の市町村の区域をその地区とする商工会については、市町村長が行使することとされています。</p>				
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね1カ月				
期間の制定根拠	経由期間(地域振興局):2週間、処分庁:2週間				